

平成 28 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 1

平成 28 年 11 月 16 日 (水曜日)

経済企業委員会会議録

平成28年11月16日 水曜日

午前 9時57分開議

午前11時46分閉議（実時間16分）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
（管内調査（西岡養蜂園））
（経済文化交流部所管の指定管理について）

○本日の会議に出席した者

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 大倉裕一君 |
| 副委員長 | 笹本サエ子君 |
| 委員 | 上村哲三君 |
| 委員 | 橋本隆一君 |
| 委員 | 村川清則君 |
| 委員 | 山本幸廣君 |
| 委員 | 矢本善彦君 |

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

| | |
|----------|-------|
| 農林水産部長 | 黒木信夫君 |
| 農林水産部次長 | 忝島道則君 |
| 経済文化交流部長 | 宮村明彦君 |
| スポーツ振興課長 | 下村孝志君 |

○記録担当書記 土田英雄君

（午前9時57分 開会）

○委員長（大倉裕一君） それでは、定足数

に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、本日は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査を議題とし、管内調査を行い、帰庁後、1件の報告を受けることとしております。

◎所管事務調査

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（管内調査（西岡養蜂園））

○委員長（大倉裕一君） それでは、本日の管内調査の行程等について、執行部から説明を求めます。

○農林水産部長（黒木信夫君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日は、管内調査ということで大変お世話になります、よろしく願いいたします。

それでは、日程等につきまして、忝島次長より説明をいたします。よろしく願います。

○農林水産部次長（忝島道則君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

本日の西岡養蜂園の管内視察の日程説明をさせていただきます。お手元に1枚紙の、審査案件ということで資料があったと思います。その下段のほうでございますけども、まず、この説明後に移動していただきまして、その後、予定では10時20分から西岡養蜂園のほうで11時までちょっとお話をうかがうという形になります。その後、移動いたしまして11時15分から、この場所で意見、質疑を行っていただくという日程になっておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（大倉裕一君） ただいまの説明について、何か質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） ないようですので、管内調査のため、しばらく休憩いたします。

（午前9時59分 休憩）

（午前11時31分 開議）

○委員長（大倉裕一君） 休憩前に引き続き、経済企業委員会を再開いたします。ただいま視察してまいりました管内調査について、質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ。以上で管内調査を終了いたします。

小会します。

（午前11時31分 小会）

（午前11時33分 本会）

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（経済文化交流部所管の指定管理について）

○委員長（大倉裕一君） 本会に戻します。

次に、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、経済文化交流部所管の指定管理についてお願いします。

○経済文化交流部長（宮村明彦君） 経済文化交流部長の宮村でございます。お世話になります。今、委員長からお話がありましたように、9月に指定管理制度について、更新の施設について御説明させていただきました。その中で、体育施設を私ども、非公募で募集させていただくというふうに説明させていただきましたが、それが不十分だったかと思われましたので、きょうお時間いただきまして説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

なお、昨日のお話であります。昨日18時25分頃厚生会館のグリルの下、裁判所側のほうで下ごしらえをする部屋がございます。施錠されておりましたけども、そこで段ボールから出火いたしましたして、大変ご迷惑をおかけしました。職員がいち早く発見させていただきました。消しとめさせていただきました。段ボールだけが燃えたということでございます。原因につきましては、関係者が今調査中でありますので、またわかりましたら御報告をさせていただきたいと思っております。大変、御心配、御迷惑をおかけいたしました。

指定管理者制度につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）スポーツ振興課、下村と申します、よろしく願いいたします。指定管理者選定についての説明に入ります前にですね、少々お時間いただきまして、八代市総合体育館大アリーナ、並びに、東陽スポーツセンター天井改修のスケジュールがこのほど判明しましたので、簡単に御説明したいと思います。よろしいでしょうか。座らせて、説明させていただきます。

まず、総合体育館大アリーナの天井改修についてでございますが、標準工期を10カ月といたしました。建設工事、電気設備工事に関して、大体の概算予算が4億1600万弱となる見込みでございます。東陽スポーツセンター天井改修工事につきましては、標準工期を6カ月と見ております。建築工事と電気設備関係の工事費で、総額1億1500万程度を見込んでおります。今後の予定といたしましては、12月の補正予算のほうに工事費のほうを計上させていただきます。その後、入札の手続を経まして、東陽スポーツセンターにつきましては、入札後す

ぐに着工し、竣工を平成29年の8月。利用再開を29年の11月というふうに見込んでおります。総合体育館の大アリーナにつきましては、2月の入札後仮契約を結びまして、3月の議会にて承認を得ましてすぐに着工し、竣工を平成29年12月。利用再開は平成30年の2月からと予定しております。懸案事項といたしましては、地震の影響で人材・資材、そういった調達がいつものとおり見込めない可能性があるということで、これよりも早くなることはないということで、建築住宅課のほうから話をいただいております。簡単ですけども、天井改修についての御説明でございます。

委員長、引き続きよろしいでしょうか。

それでは、八代市体育施設の指定管理者選定について、委員の皆様、お配りいたしております資料に基づいて御説明させていただきます。資料については1枚もの。八代市体育施設の指定管理者選定についてという1枚ものの資料。それと、別添資料としまして3枚の資料を1部ありますが、初めに、1関係法令等についてということで説明させていただきます。資料の1ページをごらんください。スポーツ基本法にうたわれております基本理念には、スポーツとは、人と人との交流、地域と地域との交流を促進して地域の一体感や活力を醸成し、もって地域社会の再生に寄与するとされており、同法の第4条で地方公共団体の責務として、地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。とされております。

また、同法第12条でうたわれておりますように、国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、

スポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。とされております。

本市におきましても、スポーツ基本法、スポーツ基本計画に基づきましてスポーツ振興計画を策定し、市民のスポーツ活動の基盤として役割を担えるよう、スポーツ環境の整備を行うとともに、効率的な管理運営の体制強化を図っているところでございます。また、全国大会などの大規模なスポーツ大会が開催されることは、本市の魅力の発信をする絶好の機会であるばかりでなく、本市への経済波及効果も期待できることから、関係機関、関係団体とさらに連携を図る必要があるところでございます。

このようなことから、本市の体育施設の管理者につきましては、管理運営もさることながら、競技人口拡大や競技力向上、さらには、市民の健康増進といった本市のスポーツ振興、本市の魅力発信への寄与など、行政と連携していくことが認められているところでございます。

次の2、本市体育施設の設置目的についてということでございますが、同じ1ページの中段以降になります、八代市体育施設条例に書いてあります体育施設の設置目的を、体育普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活に寄与することとしており、その下、3の八代市総合計画後期基本計画の第3節、第1項においても市民の多様なスポーツ活動を促進するため、効率的・効果的な体育施設の管理運営に努めるとしてあります。

次に4……（委員山本幸廣君「委員長、目的なんかではわかっとなるけんだから、簡潔にしてもらえんですか説明を」と呼ぶ）

○委員長（大倉裕一君） 簡潔に説明をお願いします。

○スポーツ振興課長（下村孝志君） はい。それでは2ページのほうをお開けください。八代

市体育協会の目的、組織について、御説明申し上げます。

体育協会ですけれども、目的を、スポーツ振興事業を通して市民の健康増進と体力づくりを図ることで、明るく豊かな市民生活に寄与することを目的に、昭和26年に設立されております。構成団体といたしましては、26の種目競技団体、21の校区体育協会などで組織されておりまして、55の団体が協会に加盟しているところでございます。

3ページのほうお開けいただけますでしょうか。体育協会の事業について、お示ししております。体育協会の設置目的に沿った形で、1つ目に、スポーツ人口の拡大事業。2つ目に、競技力の向上。3つ目に、健康増進対策と、大きな柱を立てて事業を展開しているところでございます。この体育協会の事業活動には、先ほど申しました、55の加盟団体の協力、連携が不可欠でありまして、本市のスポーツ振興と連携することで、さらに効力を発揮するというところでございます。

このように、市のスポーツ振興に関する施策を担い得ると認める体育協会は、市のスポーツに関する重要施策を推進することができる、唯一の団体と、私ども認識しているところでございます。

仮に、NPO法人八代市体育協会が指定管理者となった場合、市のスポーツに関する重要施策を推進するための体育施設を管理運営することにより、より効果的かつより効率的、効果的で良好な公共サービスが提供されるということ。それと、先ほど申しました、55の加盟団体で組織されているため、さまざまなスポーツ事業に精通しておりますことから、スポーツイベント開催で、協力体制が確保できるということが予想されるわけでございます。さらには、日本体育協会、熊本県体育協会の傘下団体でござい

ますので、国・県及び市内の各競技団体の主要な大会の実働的役回りを担っておりまして、全国規模の大会、県大会等の各種大会の運営にも従事しているという数多くの実績もありまして、本市のスポーツ振興に寄与することができると考えているところでございます。

ここで資料の1枚物のほうに目を戻していただきまして、下の半分のほうに書いてあります、繰り返しとなりますけれども、本市はスポーツ基本法の基本理念に基づき、多くの市民がスポーツに親しむことで、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に、体育施設を設置し管理運営を行っているというところでございます。今回の体育施設の指定管理者候補選定において、本市のスポーツ振興のために事業を推進している八代市体育協会は、本市の競技団体や地域スポーツの校区体協、その他小中学校体育連盟、レクリエーション団体など、本市にある全ての体育団体を統括しております、本市と連携し、スポーツ団体などと推進している公益団体でございますので、競技団体や校区体協とともに、多くの大会や行事等を実施、誘致、そして支援し、たくさんの市民がスポーツに参画する機会をつくる担い手でもあります。したがって、本市が考える体育施設の管理運営目的の趣旨に最も合致しており、指定管理者としてふさわしい団体であると判断し、今回、非公募としたものでございます。

説明は以上でございます、よろしく申し上げます。

○委員長（大倉裕一君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

ないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大倉裕一君） なければ。以上で経済文化交流部所管の指定管理についてを終了し

ます。

ほかに、当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大倉裕一君) なければ、以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、経済企業委員会を散会いたします。

(午前11時46分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年11月16日

経済企業委員会

委員長